

緊急時の措置について

保存版

茨木市に、「暴風警報」や地震の発生が発表されたときの措置について、下の表のような緊急措置にご協力ください。なお、そのつどの連絡は原則として行いませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。（必要に応じて、メール配信をすることがあります。）

警報発表時の措置

茨木市に「暴風警報」が発表された場合のみ下記の措置をとります。

1	午前7時の時点で暴風警報発表の場合	自宅待機
2	午前9時までに暴風警報解除の場合	解除の時点で集団登校
3	午前9時に暴風警報が解除されていない場合	臨時休校
4	登校後に「暴風警報」が発表された場合	原則としてその時点で下校

※ 自宅待機の場合は、連絡しません。午前7時のニュース等で、気象庁の発表を確認して、判断してください。

※ 暴風警報以外の「大雨」「大雨・洪水」などの警報が発表された場合は、原則は、通常通りの登校となります。

※ 各ご家庭から一斉に学校へ電話があると、電話が不通となります。緊急の場合のみ三島小学校(624-5261)へご連絡ください。

地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休校 ただし登校中の場合は、学校へ向かう。
	授業中	授業中止 → 保護者引き渡し 保護者へ直接引き渡すことを原則とする。 引き渡すまでは学校で保護・監督する。
	下校時	下校中の場合は、自宅へ向かう。
翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をする。 臨時休業の連絡がない限り登校する。		
2	震度4以下の地震が発生の場合	
	学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。	

※ 臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校から連絡いたします。